

I 一般基準

1 内容 学校における教育課程の展開に寄与し、生徒の学習活動や健全な教養・レクリエーションに役立つもの

1) 知識を得るための図書

- (1) 正しい知識や研究成果が述べられているもの
- (2) 新しい知見や方法が紹介されているもの
- (3) 主題の取り扱い方が新鮮で、創意・工夫等がみられるもの
- (4) 一貫した論理で体系づけられ、論旨が明確であるもの
- (5) 事実の叙述が科学的に正確、且つ具体的であるもの
- (6) 取り扱っている範囲は、生徒が学習や研究をするのに適切であるもの
- (7) 資料は、その主題を解明するのに適切なものであるもの
- (8) 異見・異説などのある場合は、必要に応じてこれを紹介し、その原拠が示されているもの
- (9) 引用文・さし絵・写真・図表などは、正確かつ適切で、必要に応じて原典が示されているもの
- (10) 統計は、正確で、調査時期および原拠が示されているもの

2) 教養のための図書

- (1) 生徒の確かな批判力や豊かな情操を育てるものであるもの
- (2) 生きる希望に溢れ、深い感動を与えるものであるもの
- (3) 読書の楽しさを味わえるものであるもの
- (4) 内容や主題に独創性があるもの
- (5) 内容の取り扱いが、時流に乗った興味本位のものになっていないもの
- (6) 正義と真実を愛する精神に支えられているもの
- (7) 人権尊重の精神が貫かれているもの

3) 教師向けの図書

- (1) 教科指導、生徒指導、進路指導などの領域に関するもの
- (2) 教育の最新事情などの領域に関するもの
- (3) 教育全般にかかわる各種法律・条例等に関するもの
- (4) 教育関連の視聴覚機器等に関するもの

2 表現

- (1) 生徒の発達段階に即しているもの
- (2) 差別的な表現がされていないもの
- (3) 文章は、分かり易く、文法にかなっているもの
- (4) さし絵・写真・図表などは、本文を理解するのに役立ち、適切であるもの

3 構成

- (1) 書名は、内容をよく表しているもの
- (2) 目次・見出しの表現や位置は、内容に適応したものであるもの
- (3) 必要な索引が完備され、引き易いもの
- (4) 奥付には、必要な事項が記載されているもの
- (5) 必要な参考文献が掲げられているもの
- (6) 著者について必要な紹介がされているもの

4 造本・印刷

- (1) 製本・外観・大きさが適切であり、書誌的な体裁が整っているもの
- (2) 装丁や表紙のデザインは、美術的で好ましい印象を与えるもの
- (3) 製本は堅ろうで開きがよく、学校図書館における使用に耐えるものであるもの
- (4) 乱丁・落丁などの事故がないもの
- (5) ページ数は、扱っている内容に相応しいもの
- (6) 活字の字体や大きさは、児童生徒の発達段階に即して適切であるもの
- (7) 版の組み方は、行間・字詰めに余裕があり読みやすいもの
- (8) 誤植がないもの、または誤植がある場合は正誤表がついているもの
- (9) 印刷が鮮明で見やすいもの
- (10) さし絵・写真・地図などは鮮明で調和がとれ、大きさも適切であるもの
- (11) 用紙が良質で丈夫であるもの

II 部門別基準

1 百科事典・専門事典

- (1) 項目の選定や解説が適切になされているもの
- (2) 各々の項目につき、専門家が執筆し、説明の内容が正しく、且つ新しいもの。
- (3) 見出しが使いやすく、必要な写真・図版が適切に掲げられているもの
- (4) 参照の指示が適切になされているもの
- (5) 参考となる資料が紹介されているもの
- (6) 索引は、調査研究に充分耐えるように作られているもの
- (7) 統計資料・補遺・年鑑の刊行など、新しい情報を補充するための配慮がなされているもの
- (8) 必要に応じて、十分な改訂がなされているもの

2 辞典

- (1) 編者は、信頼のおける専門の研究者であり、最新の研究成果を踏まえた編集がなされているもの

- (2) 見出し語の選定は適切であるもの
 - (3) 解説・説明は正確でわかりやすく、客観的になされているもの
 - (4) 索引や参考となる資料が、必要かつ充分につけられているもの
 - (5) 必要に応じて、出典・用例・参照などが適切につけられているもの
- 3 年鑑・統計・白書類
- (1) 公的な機関または責任ある団体によって編集されたもの
 - (2) 資料の収集や処理が客観的かつ科学的であるもの
 - (3) 統計は正確で新しく、調査年度および原拠が示してあるもの
 - (4) グラフや図版が適切に使われ、また、必要な解説がつけられているもの
 - (5) 年鑑は、特に項目の選定や解説が適切になされているもの
- 4 叢書・全集
- (1) 編集方針が、全体の構成に活かされているもの
 - (2) 各巻の内容は、相互に均衡がとれているもの
 - (3) 全集類については、その標題と内容が一致しているもの
 - (4) 全巻を通した必要な索引が付けられているもの
 - (5) 本文の異同につき明示し、さらに校訂が行き届いているもの
 - (6) 商業主義的見地に立った編集上の不自然さが無いもの
- ※ 必要な場合は、叢書・全集の中の一冊でも対象とする
- 5 翻訳書
- (1) 完訳であるもの
 - (2) 完訳となっていないものについては、翻訳上の態度が明確であるもの
 - (3) 原意を良く伝えるとともに、良くこなれた文章になっているもの
 - (4) 適切な注釈が付けられているもの
 - (5) 原典についての説明がなされているもの
 - (6) 翻案書については、原作の意を損なわずに書き換えられているもの
- ※ 日本古典の現代語訳についても上記に準ずる
- 6 実用書・技術書
- (1) 生徒の生活に相応しく有用なもの
 - (2) 内容が新しく正確であり、最新の技術・学問を反映したもの
- 7 自然科学に関する図鑑
- (1) 写真や図版は、実物の色彩や形態を正確に伝えているもの
 - (2) 写真や図版は、実物の特徴を正しく表現しているもの
 - (3) 写真や図版には倍率が示してあるもの
 - (4) 生徒の発達段階に応じた適切な解説や索引があるもの
- 8 地図帳
- (1) その地図の目的に適った図法を用い、また、図法名を示してあるもの
 - (2) 信頼のおける新しい原図をもとにしているもの
 - (3) 位置や地形の表示は正確であり、工夫がみられるもの
 - (4) 縮尺と、必要に応じて方位が、明示されているもの
 - (5) 地図番号などの約束が明示されているもの
 - (6) 色彩は鮮明で、統計地図などの段階差が明確に出るように配色上の工夫をしてあるもの
 - (7) 国名や地名、統計上の数値などは最新のもの
 - (8) 生徒の発達段階に応じた適切な解説や索引があるもの
 - (9) 必要に応じて、地名を読み易くする配慮がなされているもの
- 9 絵本
- (1) 子供に対する愛情に貫かれ、絵と文が芸術的に調和しているもの
 - (2) 絵は、内容を的確に表現したもので、子供の感覚に合った楽しいものになっているもの
 - (3) 文章は、子供に理解できる内容や表現になっているもの
 - (4) 用紙・装てい・判型などは、内容に相応しく作品を十分に生かしているもの
- ※ 中学・高校生向けの絵本についても上記に準ずる。
- 10 趣味・レクリエーションの図書
- (1) 児童生徒の趣味・能力に合致しているもの
 - (2) 内容は正確であるもの
 - (3) 児童生徒の健全な活動を促進するもの
- 11 学習参考書
- (1) 生徒の学習活動に役立ち、その内容が教育課程に合っているもの
 - (2) 内容が精選されているもの
 - (3) 系統的で児童生徒に理解しやすいもの
- 12 伝説・民話
- (1) 採集資料について、採集年代・採集地・採集者・語り手・出典等の必要な事項が記されているもの
- 13 神話
- (1) 古代における人々の考え方や生活を理解できるもの
 - (2) 必要に応じて、原典または原拠が示されているもの
 - (3) 必要に応じて、注解がつけられているもの

14 地域に関する図書

- (1) 地域の特質や現状が正確に記述されているもの
- (2) 他の地域にも通じる普遍性を有するもの
- (3) 趣味的なものになっていないもの
- (4) 取り扱っている内容が独断的で恣意的なものになっていないもの
- (5) 取り扱っている内容について、その原拠を示すなど、調査・研究する場合に役立つものであるもの
- (6) 参考文献などが紹介されているもの

15 教師向けの教育図書

- (1) 内容は教育学の研究と教育活動の成果をもとに書かれているもの
- (2) 取り扱っている事柄の解釈が、個人的で恣意的なものになっていないもの
- (3) 教育実践に有効適切な理論、新鮮な問題提起、参考になる事例などを含んだ内容であるもの

16 教師向けの学術研究書

- (1) 教育課程の編成に役立つものであるもの
- (2) 学習指導に関連する専門的な研究を内容としたものであるもの
- (3) 主題と内容が高度であり、また、特殊過ぎないもの

17 宗教に関する図書

- (1) 宗教の意義、現状、そのあり方を客観的に理解できる内容であるもの
- (2) 特定宗教の経典・教義・歴史・社寺などの解説は、正確であり、生徒の学習及び教養に役立つもの

18 政党に関する図書

- (1) 政党の現状、歴史を客観的に理解できる内容であるもの
 - (2) 特定政党の綱領、政策およびその解説は、正確であり、生徒の学習及び教養に役立つもの
- ※ 政治結社に関する図書についてもこれに準ずる

19 性に関する図書

- (1) 主題や内容が、科学的に正確であり、生徒の発達段階に即しているもの
- (2) 倫理的に高い観点を有しているもの
- (3) 興味本位の内容になっていないもの

20 まんが

- (1) 絵の表現が優れているもの
- (2) 俗悪な言葉を故意に使っていないもの
- (3) 人間の尊厳性が守られているもの
- (4) ストーリーの展開に無理がないもの
- (5) 俗悪な表現で読者の心情に刺激を与えようとしていないもの
- (6) 悪や不正が讃えられるような内容になっていないもの
- (7) 戦争や暴力が、賛美されるような作品になっていないもの
- (8) 学問的な真理や歴史上の事実が故意に歪められたり、無視されたりしていないもの
- (9) 実在の人物については、公平な視野に立ち、事実に基づき正確に扱われているもの
- (10) 読者対象に相応しい作品となっているもの
- (11) 原著のあるものは、原作の意が損なわれていないもの
- (12) 造本や用紙が多数の読者の利用に耐えられるようになっているもの
- (13) 完結されていないストーリーまんがは、原則として完結後、全巻を通して評価するものとする

21 写真集

- (1) 主題は、生徒の成長に役立つものであるもの
- (2) 表現技術に新鮮さがあり、編集・印刷が優れているもの
- (3) 必要に応じて、撮影上のデータ・解説などが適切につけられているもの

22 伝記

- (1) 著者の被伝者に対する態度は真摯で、資料をよく調べ、正確な記述となっているもの
- (2) 被伝者は、多面から描かれ魅力ある人物像となっているもの
- (3) 被伝者の業績や人格が、時代背景との関わりの中で描かれているもの
- (4) 文章は、人物像をいきいきと描き出しているもの
- (5) 生徒に生きる指針を与えるものであるもの

23 手記

- (1) 著者の執筆態度が真摯であり、その内容が真実追求の記録となっているもの

Ⅲ 対象としない図書

- (1) 特定地域でしか入手できないもの、直接販売方式でしか入手できないもの
- (2) 個人出版物等一般に入手が困難なもの
- (3) 限定版、および豪華特装版であるもの
- (4) 特定宗教の立場よりする布教宣伝および一方的批判を内容としたもの
- (5) 特定政党の立場よりする宣伝および一方的批判を内容としたもの。政治結社についてもこれに準ずる
- (6) 書きこみや切り抜きなど個人で使用することを目的とするもの
- (7) 破損しやすい、しかけ絵本など
- (8) 文庫本およびこれに準ずる大きさのもの
- (9) 一般書籍として流通せず、雑誌としてのみ流通しているもの
- (10) 年次刊行物を除く定期刊行物

※ 上記Ⅲに該当し、且つ、ⅠまたはⅡにも該当する場合は、図書部で協議のうえ決定するものとする